

[はじめに] 認定要領を参照のこと

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、 に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合には、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること。
(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない)

- 聴 覚 障 害 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(4) 聴力検査の結果 (年 月 日測定)
(ア又はイのいずれかを記載する)

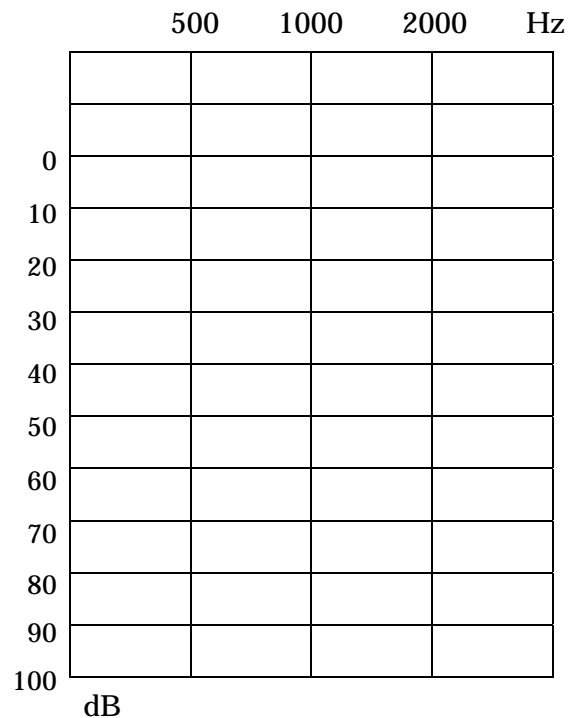
(1) 聴力 (会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

* 100dB 以上の音が聴取できない場合は
105dB として計算する。
オーディオメータ上 110dB 以上測定されても
105dB を最高値とする。

ア 純音による検査

オーディオメータの型式 _____

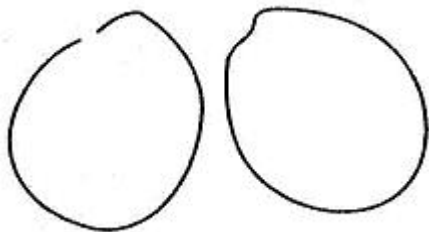


(2) 障害の種類

伝 音 性 難 聴
感 音 性 難 聴
混 合 性 難 聴

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

(5) 身体障害者手帳 (聴覚障害) の所持状況

有 ・ 無

(注) 2級と診断する場合、記載すること。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見（10m 歩行や起立位が閉眼や開眼で可能か等を記載のこと）

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

（家族及び周囲に対する日常のコミュニケーションの状況について具体的に記載のこと）

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

（1）障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の に✓を入れ、さらに 又は の該当する に✓又は（ ）内に必要事項を記述すること。

「該当する障害」 { そしゃく・嚥下機能の障害
「そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
咬合異常によるそしゃく機能の障害
「咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・
摂取方法に著しい制限がある。
その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

参考 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

イ 嚥下状態の観察と検査

参考1 各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 咽頭挙上と咽頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

参考2 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容 (固形物、半固形物、流動食)
- ・ 誤嚥の程度 (毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

観察・検査の方法

エックス線検査 ()

内視鏡検査 ()

その他 ()

所見(上記の枠内の 参考1 と 参考2 の観察点から、嚥下状態について
詳細に記載すること。)

咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。

* 別様式「歯科医師による診断書・意見書」の添付も必要

その他

b 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度 (そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

イ そしゃく機能 (食物の粉碎、切断、及び混合の状態を観察する。口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

(2) その他 (今後の見込み等)

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の に✓を入れること。)

「そしゃく機能の喪失」(3級)

：経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、

咽頭、喉頭の欠損等によるもの

「そしゃく機能の著しい障害」(4級)

：著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、

咽頭、喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

* 歯科矯正治療等の適応と判断されても、そしゃく機能障害が軽微～軽度なら
身体障害者に該当しない。

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は、周波数500,1000,2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa,b,cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a,b,cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベル算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。

(3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。